

北海道こども施策審議会困難女性支援部会設置要綱

（設置目的）

第1条 北海道こども施策審議会条例（令和6年北海道条例第2号。（以下「条例」という。））第7条の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援の充実を図るため、北海道こども施策審議会（以下「審議会」という。）から付託された事項に関し、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）第4条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援等に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び実施状況の調査審議を行うことを目的として、北海道こども施策審議会困難女性支援部会（以下「困難女性支援部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 困難女性支援部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 困難な問題を抱える女性への支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び実施状況を調査審議すること。
- （2） 北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画の推進状況を調査審議すること。
- （3） その他審議会から付託された事項を調査審議すること。

（構成等）

第3条 困難女性支援部会は、部会長、副部会長、部会委員をもって構成する。

- 2 部会委員（条例第7条第4項に規定する委員及び特別委員）は、会長及び副会長を含め8名以内とし、民間支援団体、自治体職員、弁護士、学識経験者である委員並びに特別委員のうちから審議会会長が指名する者とする。
- 3 部会委員の任期は、2年以内とする。
- 4 部会長は、審議会委員の中から審議会会長が指名する者とする。
- 5 副部会長は、部会委員の互選により定める者とする。

（職務）

第4条 部会長は、困難女性支援部会の所掌事務を統轄する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 困難女性支援部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 困難女性支援部会は、部会委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（関係者の出席）

第6条 部会長は、必要があると認めるときには、前条の会議に部会委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第7条 困難女性支援部会の庶務は、保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課において行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が審議会会長と協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。